

ガラチア書序言

ガラチアのこと　ガラチアは小アジアの一小国であつて、キリスト紀元前二七八年、ピチニア国王ニコデモはゴウル（今の仏国）地方から来た軍族に、かつて戦役の時助けられた報酬としてこの小国を譲つた。それ以来、国政は次第に膨脹したが、たびたびの戦役の末、キリスト紀元前二五年にあつてローマ帝国に編入された。

ガラチア教会とパウロとの関係　使徒行録十六章によれば、パウロはその第二回伝道旅行の時ガラチアに至つて布教したが、異邦人であるここの人民はパウロを神のように歓迎し、ほどなく盛んな教会が全国に設立された。このようにして三年を経て第三回伝道旅行の時、パウロは再びガラチアの信徒を訪問し、その信仰を固めることに努めた。

本書をしたためた機会および目的　パウロがガラチアを去ると、ユデア教主義の人々はあの盛んな教会に入り込んで種々のびゆうせつ謬説を流行させ、大いに人心を擾乱じょうらんした。殊にパウロは異邦人に布教するにあつて、人が救われるのはキリストへの信仰にあることをもつてしたが、彼らはこれに反して、なお旧約の法則をじゆんぽう遵奉して割礼かつれいを受けなければならぬことなどを教え、かつパウロの権力を軽蔑して、彼が眞の使徒ではないこと、その教えるところはペトロ、ヤコボ、ヨハネ以下他の使徒たちの教えと大いに異なることなどを主張したため、生来変心しやすいガラチア人は大いにこれに迷わされたので、パウロはこれを聞いて速かに本書を送ることを必要としたのである。

る。ゆえに本書の目的は、彼らが得た勢力をくじき、彼らに非難された教理について確固とした根底を示すことにある。したがって自己の使徒としての資格を保証し、人が救われるのは旧約の掟によらずキリストにおける信仰によること、および信者はモイゼの律法に対して自由であることを証することを旨として^{むね}している。

本書の題目および区分 本書の題目は、(1)ユデア教の法とキリスト教の法は相いれないものであること。(2)律法をもって呪いを招いたのに反し、キリストにおける信仰をもって神の祝福を受けるであろうこと。(3)割礼とイエズスの十字架といずれを選ぶべきか、これが本書の主な題目であるようだ。

本書は大体三編に分けられる。例の挨拶ののち(一章一―十節)、第一編には、パウロが実際にキリストの弟子であつて直接にこの聖役に任ぜられ、その全権は異論なく他の使徒たちに認められたことを述べ(一章十一節―二章)、第二編には、旧約の律法と福音とを比較して信仰によつて義とされること、および信者は律法に関して自由であることを証し(三章、四章)、第三編には、この聖なる自由に基くことをガラチア人に勧め、その自由の徳および方法を示し、なお数個の教訓を与え(五章一節―六章十節)、末文において更に教理上の論証をかかげ、例の祝福をもつて終わっている。

本書の特色 本書はパウロの他の書簡と異なつて、一カ所の教会あるいは一個人に宛てず、ガラチア国の諸教会に宛てたものである。教理について述べるところは、ほぼロマ書の題目と似ているため、その論ずるところも、ほぼ似ている。ただロマ書の文は客観的で、おだやかにこれを

敷衍ふえんしているのに対し、本書は主観的で論難の調子を有し、かつ行文は簡潔である。したがっておのずから解しがたいところがないわけではなく、かつパウロ自身について弁駁べんぱくしているところは、ほぼコリント後書に相似したものがあり、その勢い、その敵に対する憤り、信徒に対する親愛の情、自己の生活にかかわる事がらなどは、最もよく相似している。本書の殊に重要なことは、その本題によって知ることができる。すなわちキリスト教における自由の大法令と称されたものである。

本書をしたためた年代と場所 年代については従来種々の論があるが、パウロの第三回伝道旅行ののちであるから、およそ紀元五五年、あるいは五六年であろう。

ある写本には、したためた場所をロマとするしているが、それは無根の説であって、エフェゾでしたためたのであろうと思われる。

使徒聖パウロ。ガラチア人に送りし書簡

冒頭

第一章

挨拶

1 人よりにあらず、人によるにもあらず、イエズス・キリストと、これを死者の
 2 うちより復活せしめ給いし父にてまします神とによりて使徒たるパウロ、
 3 2ならびにわれとともにある兄弟一同、ガラチアの諸教会に「書簡を送る」。3 願わくは父にてまします神、およびわ
 4 が主イエズス・キリストより恩寵と平安とを汝らに賜わらんことを。4 このキリストは、すなわ
 ちわが父にてまします神のおぼしめしによりて、われらをこの悪しき世より救い出ださんとて、
 5 われらの罪のためにおのれを献げ給いし者なれば、5 これに世々光榮あれかし、アメン。

突然本題に移る

6 われは汝らがキリストの恩寵^{*}をもって、おのれを召し給いしものを遠ざか

7 りて、かくも速かに異なる福音に移れるを怪しむ。7 これ異なる福音あるにあらず、ただある人々
 8 が汝らを乱してキリストの福音を翻^{ひるがえ}さんとするなり。8 されど、われらにまれ、天よりの使にま
 9 れ、われらが汝らに述べしところに反して福音を述ぶるならば呪われよかし。9 われら先に言い
 10 しが、今また重ねて言う、汝らが受けしところに反して福音を述ぶる者あらば呪われよかし。10
 けだし今われ人の心を得んとするか、はた神のみ心を得んとするか、人の心にかなわんと努むる
 か、われなお人の心にかなわばキリストのしもべにあらざるべし。

第一編 パウロ、自己につきての弁駁^{べんぱく}

第一項 パウロの使徒たることと、その教えとは
神より出ず

11 福音を人に受けしにあらず 11 けだし兄弟たちよ、汝らに告げ知らせん、わが述べし福音は人
12 によれるものにあらず、12 すなわち、われ人よりこれを受け、これを学びたるにあらず、イエズ
13 ス・キリストの黙示^{もくじ}によれるなり。13 けだしユデア教における先^きのわが行状^{ぎやうじやう}いかんは汝らの聞き
しところなり。

14 改心以前はいかん すなわち、われは神の教会をはなはだしく迫害してこれを荒し、14 わが族^{ぞく}
中なる同年輩^{どうねんばい}の人々にまさりてユデア教に進み、わが先祖の伝えのためにいっそう熱中して奮発^{ふんぱつ}
しいたりしなり。

15 改心以後はいかん 15 しかるに母の胎内より選みて、その恩寵をもってわれを召し給えるもの
16 は、16 われをしてその福音を異邦人のうちに述べしめんとして、御子をわが心に表わし給うことのみ
17 心にかないしかば、その時われただちに血肉^{けつにく}に計らず、17 またエルザレム、すなわちわが先輩^{せんぱい}な
18 る使徒たちのもとにも行かず、アラビアに至り、またダマスコに帰れり。18 さて三年を経てペトロ
19 を訪問せんとてエルザレムに至り、十五日の間彼が家に留まりしも、19 他の使徒たちには、主の
20 兄弟ヤコボのほか、たれにも会わざりき。20 わが汝らに書き送ることは神のみ前にて偽りなし。

9 し者は、われにも異邦人のうちにおいて力を賜いたればなり、11 柱とも見えたるヤコボとケフ
 アとヨハネとは、われに賜わりたる恩寵をわきまえて、一致の印として右の手をわれとバルナバ
 とに与えたり。これわれらは異邦人に至り、彼らは割礼ある人々に至らんとすためなり。10 ただ彼ら
 の願うところは、われらが貧者を顧みんことなりしが、われも心がけてこれを行なえり。
 11 ペトロに向かいて自由を主張せり 11 しかれどもケファ、アンチオキアに來りし時、とがむべ
 きことありしかば、われは目のあたりこれに反対せり。12 そは、ある人々のヤコボのもとより來る
 までは、彼、異邦人とともに食したれど、彼ら來りしかばケファは割礼ある人々にはばかり、控
 えて異邦人を離れいたればなり。13 他のユデア人この隠しだてに同意せしかば、バルナバもまた
 14 彼らよりその隠しだてにさそわるるに至れり。14 かくて彼らが福音の真理に従いて正しく歩まざ
 るを見て、われ一同の前にてケファに言えらく、汝、ユデア人にてありながらユデア人のごとく
 15 にせず異邦人のごとく行なえるに、何ぞ異邦人をしいてユデア人の習慣に従わせんとはする。15 わ
 16 れらは生来ユデア人にして異邦人より出でし罪人にはあらず、16 さりながら人の義とせらるるは
 律法の業わざによらずして、ただイエズス・キリストにおける信仰によるを知るがゆえに、われらも
 律法の業わざによらずキリストにおける信仰によりて義とせられんために、キリスト・イエズスを信
 17 ずるなり、そは何人も律法の業わざによりて義とせられざればなり。17 もしキリストにおいて義とせ
 18 られんことを努めて、なお罪人つみびととせられなばキリストは罪の役者なるか、いないな、18 もしわれ
 19 すでにこぼちたるものを再び建つれば、自ら偽り者となるなり。19 さればわれは神に生きたため
 20 に律法*をもって律法に死し、20 キリストとともに十字架につけられたるなり。それ、われは生く

21 といえども、もはやわれにあらず、キリストこそわれにおいて生き給うなれ。われ肉体に生くと
いえども、われを愛してわがためにおのれを渡し給いし神の御子の信仰において生くるなり。21
われ神の恩寵^{*}を捨つるにあらず、もし義とせらるること律法によらば、キリストはいたずらに死
し給いしなり。

①エルザレムの信徒の意。使徒行録15・4 ②原文には、いかなる肉も。

第二編 律法ならびに福音につきての論難^{ろんなん}

第一項 律法にて呪われ、信仰にて祝福を得^う

1 **第三篇** 聖霊とその賜ものとき受けしは律法によらず信仰によれり 1 愚かなるかなガラチア人
よ、十字架につけられ給いしイエズス・キリスト汝らの目前^{もくぜん}に描かれ給いたるに、たれか汝らを
2 とらかして真理にそむかしめしぞ、2 われはただこのことを聞かんと欲す、汝らが聖霊をこうむ
3 りしは律法^{*}の業^{わざ}によるか、信仰に従いし¹によるか。3 汝ら聖霊をもって始まりしものを、今は肉
4 をもって終わるまでに愚かなるか。4 おびただしく苦しみしは無益とならんか、いな、無益にあら
5 ざれかし。5 されば汝らに「聖」霊を賜いて汝らのうちに奇跡を行ない給える者のかくなし給う
6 は律法の業によるか、信仰に従いし¹によるか、6 書きしるして、「アブラハム神^{*}を信ぜり、しかし
7 てこのこと義としてこれに帰せられたり²」とあるがごとし。7 ゆえに信仰による人々は、これア

8 プラハムの子どもなりと知れ。8 かくて聖書は、神が信仰によりて異邦人を義とし給うことをあらかじめ知りて、かつてアブラハムに福音を告げてい³わく、「万民汝において祝せられん」と。

9 9 されば信仰による人々は忠実なるアブラハムとともに祝せらるべきなり。

10 キリストは律法によれる呪いを贖い給えり 10 およそ律法の業わざによる人々は呪いのもとにあり、そは書きしるして、「すべて律法の書に書きしるされたることをごとく守らんとして、これに留まらざる人は呪わるべし⁴」とあればなり。11 そもそも人が律法によりて神のみ前に義とせられざることは、「義人は信仰によりて生⁵く」とあるをもつて明らかなり。12 律法は信仰によるにあらずして、「掟を行なう人はこれによりて生⁶きん」とあり。13 書きしるして、「すべて木につるさるる人は呪われたるなり⁷」とあれば、キリストはわれらのために呪われたる者となりて律法の呪いよりわれらを贖い給いしなり。14 これアブラハムの祝福がキリスト・イエズスによりて異邦人に及ぼされ、約束せられ給いし聖靈⁸を信仰によりてわれらが受けんためなり。

第二項

律法のもとにありては未^{みて}丁^{ねん}年者なるに、信仰およびキリスト教のもとにありては丁^{てい}年者となる

15 遺書の動かすべからざる性質 15 兄弟たちよ、われ人の言うがごとくに言えば、人の公正なる

16 遺書は廃する人なく書き加うる人なし。16 アブラハムとその末とに約束せられし時、多くの人をさすがごとく末「ら」とはのたまわずして、一人をさして汝の末とのたまえり、これすなわちキ

17 リストなり。17さて、われは言わん、神のすでに固め給いし契約をば、それより四百三十年の
 18 ちに与えられし律法が、約束をむなしからしめんとて廢したるにあらず、18 けだし世継ぎもし律
 法によらば、これすでに約束によらざるなり。されど神は約束をもつて、これをアブラハムに賜
 いたるなり。

19 **救靈における律法の役** 19 しからば律法は何ぞや、これ約束せられし末の来るまでの間、**犯則**
 20 のためにおかれしものにして、仲裁者の手を経て天使たちによりて布告せられたるものなり。20
 21 さて仲裁者は一方のものにあらざるに、神は唯一ゆいいつにてまします。21 されば律法*は神の約束に反す
 るか、いないな、けだしもし人をよく生かすべき律法を与えられたらんに、義は実に律法より出
 22 ずべし、22 といえども、聖書は万物を罪のもとに閉じ込めたり。これ約束はイエズス・キリストに
 23 おける信仰によりて信ずる人に与えられんためなり。23 信仰の来る前には、われらは律法のもと
 24 に閉じ込められて、現われんとする信仰の来るまで守られつつありき。24 さればわれらが信仰に
 よりて義とせられんために、律法はわれらをキリストに導く10指導者となれり。

25 **キリスト信徒は律法のもとにあらず** 25 されど信仰すでに来りては、われらはもはや指導者の
 26 もとにあらず、26 そは汝らキリスト・イエズスにおける信仰によりて、みな神の子どもなればな
 28-27 り。27 すなわちキリストによりて洗せられたる汝らは、ことごとくキリストをちやく着せるなり。28 か
 くてユデア人もなくギリシア人もなく、11 奴隸も自由の身もなく、男も女もなし、そは汝らキリス
 29 ト・イエズスにおいてみな一人なればなり。29 汝らもしキリストのものならば、これアブラハム
 の末なり、約束のままなる世継ぎなり。

①あるいは信仰を生ぜしめし聴聞。②創世記15・6、ロマ書4・3 ③ラテン訳では予告して。創世記12・3、18・18 ④申命記27・26 ⑤ハバクク2・4、ロマ書1・17、ヘブレオ書10・38 ⑥レビ記18・5、ロマ書10・5 ⑦申命記21・22 ⑧ラテン訳では聖靈の約束。⑨ロマ書8・20、3・10、18 ⑩ラテン訳ではキリストにおける。⑪ラテン訳では一つ。

第三項 律法のもとには奴隷なれども、信仰によりては

自由の身なり

第四章 た、えおよびた、えの応用 1 さてわれは言わん、世継ぎは家督かどくの主なりといえども、

2 小児しょうにの間は奴隷と異なることなく、2 父の定めたる時までには後見人こうけんじんおよび治産者ちさんしゃのもとにあり。

3 かくのごとくわれらも小児しょうにのうちには世の小学しょうがくのもとに仕えつつありき。4 されど満期の時至り

5 て、神は御子を女よりなりたるもの、律法*のもとになりたるものとして遣わし給えり。5 これ律

6 法のもとにありし人々を贖い、われらをして子とせらるることを得しめ給わんためなり。6 かく

7 て汝らが子たるによりて、神は、アバ2、父よ、と叫び給える御子の霊を汝らの心に遣わし給えり。

7 7 さればもはや奴隷にあらずして子たるなり、子たる上はまた神によりて世継ぎたるなり。

9-8 譴責けんせきをはさむ 8 かの時には汝ら神を知らず、生来神たらざるものに仕えて奴隷たりき。9 さ

れど今はすでに神を知り、しかもまた神に知られたるに、いかなぞ再び弱く乏しき小学に返りて、

11-10 更にこれに仕えんとはする。10 汝らは日3と月4と季節きせうと年6とを守る。11 われ汝らのために気づかい、

あるいは汝らのうちに働かしことの無益とならんことを恐る。

12 こんこんたる勧め 12 兄弟たちよ、われも汝らのごとくになれば、こいねがわくは汝らわがご

13 とくになれ。汝らはかつてわれを害せしことなし、13 かえって知れるごとく、わが初め福音を汝らに述べし時、身体の虚弱をもつてし、その身体汝らの試みとなれるを、14 卑しむことなく嫌うこともなくして、われを神の使のごとく、キリスト・イエズスのごとくにさえ受けたりき。15 汝らの主張せし幸いずこにかある、われ汝らのために証明す、なし得べくんば汝らおのが目をもえぐりてわれに与えしならん。16 さればわれ汝らに誠を語りて汝らの敵となりたるか、17 かの人々は汝らのために尽力すれども、これ好意にあらず、おのがために尽力せしめんとて汝らをして離れしめんと欲せるなり。18 たえず善事につきて尽力せらるるはよきことなり、わが汝らのうちにある時のみにては足らざるなり。19 わが小子よ、汝らのうちにキリストの形作られ給うまでは、われ汝らのために陣痛に会えり。20 望むらくは汝らのうちにありて声音を変えんことを、そは汝らにつきて当惑すればなり。

21 律法を守るは今無用なり 21 律法のもとにあらんと欲する者よ、われに語れ、汝ら律法を聞きしことなきか、22 けだし書きしるして、アブラハムに二人の子ありしに、一人は奴隷の女よりし、一人は自由の身なる女よりせり、とあり。23 奴隷の女の子は肉に従いて生まれしに、自由の身なる女の子は約束によりて生まれたり。24 これらのことの言われしは前表にして、かの女は両約をさす、一はシナイ山よりして子を奴隷に生む、これすなわちアガルなり。25 けだしシナイ山はアラビアにありて今のエルザレムに当たり、その子どもとともに奴隷なり。26 されど上なるエルザレムは自由の身にして、これぞわれらの母なる。27 けだし書きしるして、「石女にして生まざる者よ、喜べ、産せざる者よ、声をあげて呼ばわれ、そは一人残されたる女は夫ある者よりも子多け

ればなり」¹とあり。28 兄弟たちよ、われらはイザアクのごとく約束の子なり、¹⁵29 さて、かの時、¹⁶肉によりて生まれたりし者が霊によれる者を迫害したりしごとく今もなおしかるなり。¹⁷30 されど聖書は何とか言える、「奴隷の女とその子とを追い払え、そは奴隷の女の子は自由の身なる女の子とともに世継ぎたるべからざればなり」¹⁸とあり。31 されば兄弟たちよ、われらは奴隷の女の子にあらず、自由の身なる女の子なり、キリストのわれらを贖い^{あがな}給えるは自由のためなり。

① コロサイ書 2・8、20、ユデア教をさす。② 父の意。③ 安息日、朔日(ついたち)、祝日等。④ たとえばユデア教曆における第一、第七月を重んじると同じ。⑤ たとえば過ぎ越し、ペンテコステ、幕屋の祝いを八日間執行するのと同じ。⑥ たとえば七年ごとに、また五十年ごとに祝うのと同じ。⑦ 旧約の時代に命じられたまま。⑧ ラテン訳では良き者のために奮発せよ。⑨ 創世記 16・15、21・2 ⑩ 創世記 17・16、19、18・10、ロマ書 4・20、ヘブレオ書 11・11 ⑪ ラテン訳では、において。⑫ 創世記 25・12 ⑬ ヘブレオ書 12・22 ⑭ イザヤ 54・1 ⑮ ロマ書 9・8 ⑯ 創世記 21・9、10 ⑰ ユデア人がキリスト信者を憎むことを言う。使徒行録 13・45、14・5、18、17・5、18・6、12 ⑱ 創世記 21・10

第三編 実用的訓戒

第一項 自由を奴隷の身分に変わらばならず

1 **第五章** ユデア教に服せばキリストの恩寵を失うべし 1 毅然^{きぜん}として再び奴隷のくびきに制せら

2 るることなかれ。2 さてわれパウロ汝らに断言す、もし割礼^{かうれい}を受けなばキリストはいささかも汝¹らに益あらざるべし。3 われはまた更に、すべて割礼を受くる人に証明す、彼はことごとく律法^{*}

4 を守るべき負債あり。4 律法によりて義とせられんとする人々よ、汝らはキリストを離れたるなり、恩寵＊より墮落せるなり。5 われらはすなわち「聖」靈をもって信仰によりてこそ義の希望するところ」を待てるなれ。6 けだしキリスト・イエズスにおいて価値あるは割礼にあらず、無割礼にあらず、愛をもって働くところの信仰これなり。

7 **ガラチア人を欺きし者の罪** 7 汝らはよく走りいたりしものを、たれか真理に従わせじとて妨げしぞ、² 8 かかる勧めは汝らを召し給うものより出でず。9 少しの種はパンの全体を腐敗せしむ、³ 10 わが汝らにつき主によりて希望するところは汝らが別意なからんことこれなり。されどたれにもあれ、汝らを乱す人はその罪を負うべし、11 兄弟たちよ、われもしなお割礼のことを述べ伝うるならば何ぞ迫害を受けつつあらんや。はたしてしからは十字架につまずくことはやみたるならん。12 願わくは汝らをまどわす人々の切り除かれんことを。

13 **靈および肉** 13 けだし兄弟たちよ、汝らすでに召されて自由を得たれば、その自由を肉の機会として与うることなく、(靈の)愛をもって互いに仕えよ。14 そは、「汝、近き者をおのれのごとく愛すべし」との一言いひごとにおいて律法はことごとく全うせらるればなり。⁴ 15 されど汝らもし互いに相かみ相食あひたまば、互いに滅ぼされざるよう用心せよ。

16 **靈に従いて歩むべし、肉に従うべからず** 16 われは言わん、靈に従いて歩め、さらば肉の欲を行なうまじ。17 けだし肉の望むところは靈に反し、靈の望むところは肉に反す、その相もとるは汝らが欲するところをことごとくなさざらんためなり。18 汝らもし靈に導かるれば律法＊のもとにあらず。

21 20-19 肉の業わざ 19 さて肉の業はあらわなり、すなわち私通しつう、不潔けつ、わいせつわいせつ、邪淫じやいん、20 偶像崇拜おうざう、魔術まじつ、恨み、争い、ねたみ、腹立ち、けんか、擾乱じょうらん、異説いせつ、21 そねみ、人殺し、酪酏めいてい、とう食とうじきなどこれなり。すでにあらかじめ汝らに告げしごとく今も言いおく、かかることをなす人は神の国を得ざるべし。

23-22 霊の効果 22 しかるに霊の効果は、(愛)、喜び、平安、堪忍かんにん、慈恵じけい、善良じやうじやう、(忍耐)、23 温良おんりやう、24 眞実しんじつ、謹慎きんしん、節制せつせい、貞操ていそうなり、かかるものに向かいては律法あることなし。24 それキリストのものたる人々は、おのが肉身をその悪徳および諸欲とともに十字架につけたるなり。25 われらもし26 霊によりて生きなば、また霊によりて歩むべし、26 虚栄きよえいを好みて相いどみ、相そねむ者となることなかれ。

①あるいは留めらるる。②あるいは道をさえぎりしぞ。③あるいは悪しくならしむ。④ロマ書13・8、10

第二項 特別の勧告かんこく

1 **第六章** 互いに忍ぶべし 1 兄弟たちよ、人もしいざなわれてあやまつことありとも、汝らは霊に導かるる者なれば、おのれもまた、いざなわることあるべきを省みて、柔和なる精神をもって3-2 これを改善せしめよ。2 汝ら互いの荷を負え、しからばキリストの律法を全うすべし。3 けだし人、4 何者にもあらざるに何者かなりと思ふは自ら欺くなり。4 おのおの、おのが行状ぎやうじやうをためし見よ、5 しからば他人に対して誇らず、おのれのみによりて誇るならん、5 そは人おのおの、おのが荷を負

うべければなり。

6 教うる人に対する義務 6 教えを学ぶ人は学ばしむる人にいっさいの持ち物のうちを分け与えよ。7 自ら欺くなかれ、神はあなたどられ給うものにあらず、8 人はそのまきしところを刈り取らん、すなわちおのが肉のために¹まく人は、また肉より腐敗を刈り取り、霊のために²まく人は、また霊より永遠の生命を刈り取らん。

9 絶えず善をなすべし 9 われらは善をなすにうむべからず、そは時機³至らば、うまずして刈り取るべければなり。10 さればいとまある間は、われらは衆人ことに信仰の家人³に善をなすべし。

結 末

12-11 論証を繰り返す 11 見よ、われ手ずからいかなる大字⁴にて汝らに書き送れるかを。12 およそ肉において人心を得んと欲する人は、しいて汝らに割礼⁵を受けしむ、これ、ただキリストの十字架によりて迫害を受けざらんためのみ。13 かく割礼を受くる人々が自ら律法を守らずして汝らに割礼を受けしめんとするは、汝らの肉身につきて誇らんためなり。

14 教理上の点を繰り返す 14 われは、わが主イエズス・キリストの十字架においてのほかは決して誇ることもなかるべし。彼をもつて世はわれにとりて十字架につけられたるものにして、わが世におけるもまたしかり。15 けだしキリスト・イエズスにおいて価値あるは割礼にあらず、無割礼にあらず、新たなる被造物なり。16 たれにもあれ、この法に従える人々の上に、こいねがわくは

17 平安と慈悲とあれかし、神のイスラエル⁵の上にもまたしかあれかし。17 今よりのち、たれもわれ
 18 をわずらわすべからず、そはわれ、主イエズスの傷あとを身に負えばなり。18 兄弟たちよ、願わ
 くはわが主イエズス・キリストの恩寵、汝らの霊とともにあらんことを、アメン。

① ラテン訳では肉において。② ラテン訳では靈において。③ 教会の信徒の意。④ ラテン訳では文字。⑤ 全教会をさ
 す。血統上のイスラエルに対して言う。